

6. 福祉（障がい）に関する手続

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

障害児福祉手当を受給していた

手続 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人（扶養義務者）の振込口座のわかるもの	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格
が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 印鑑	福祉課 障害福祉係 (有明庁舎 1階) ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係 (志布志庁舎 2階) ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係 (松山庁舎 1階) ☎ 099-487-2111

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続

【児童が亡くなられた場合】

手続 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続が必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続となります。	死亡日から14日以内
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

自立支援医療受給者証を利用していた

手続 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階）
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	☎ 099-474-1111
<input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票	福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階）
<input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	☎ 099-472-1111
	総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階）
	☎ 099-487-2111

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階）
<input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票	☎ 099-474-1111
<input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階）
	☎ 099-472-1111
	総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階）
	☎ 099-487-2111

6. 福祉（障がい）に関する手続

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続 死亡・重度障害届出書の提出

手続詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	死亡日から14日以内
	手続可能な人 指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

重度障害者医療費の助成を受けていた

手続 重度心身障害者医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続

手続詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。	速やかに
	手続可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給券 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却又は保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	福祉課 障害福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

7. 高齢者等に関する手続き

福祉タクシーを利用していた

手続き 福祉タクシー利用対象者登録証の返却

手続き詳細	期 限
福祉タクシー利用対象者登録証は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉タクシー利用対象者登録証	福祉課 社会福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

救急医療情報キットを使用していた

手続き 救急医療情報キットの破棄

手続き詳細	期 限
破棄してください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
—	福祉課 社会福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

8. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

手続 受給者変更手続、未支払請求、認定請求、受給事由消滅または額改定

手続詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続が必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給予定者の場合】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳又はキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 【お子様の場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳又はキャッシュカード ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	福祉課 児童福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給資格者死亡届提出

手続き詳細		期 限
<p>受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。</p>		14日以内
		手続き可能な人
		親族など
必要なもの	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童名義の通帳又はキャッシュカード	福祉課 児童福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納、喪失届提出の手続

手続き詳細		期 限
<p>子ども医療費助成金受給資格者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。</p> <p>なお、手続は各支所でも受け付けています。</p>		なし
		手続き可能な人
		児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成金受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	福祉課 児童福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111	

MEMO

8. 子どもに関する手続

ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付されていた

手続 受給資格者証の返納、喪失届提出の手続

手続詳細	期 限
ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	福祉課 児童福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

保育所（園）、認定こども園を利用していた

手続 利用状況変更届

手続詳細	期 限
利用していた児童や、その保護者が亡くなった場合、利用状況に変更があったことを届出てください。	—
	手続可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
—	福祉課 児童福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

放課後児童クラブを利用していた

手続き 利用状況変更届

手続き詳細	期 限
利用していた児童や、その保護者が亡くなられた場合、利用状況に変更があったことを届出てください。	—
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
—	福祉課 児童福祉係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 福祉保健課 福祉係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 福祉係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

9. 生活保護に関する手続

生活保護を受給していた

手続き 葬祭扶助の手続き

手続き詳細	期 限
故人のお葬式を執り行う方が生活保護受給世帯である場合は、生活保護法による葬祭扶助を受けられる場合がありますので、事前にご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	生活保護受給世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 見積書 (葬儀費用を確認できるもの)	福祉課 保護係 (有明庁舎 2階) ☎ 099-474-1111
<input type="checkbox"/> 請求書 (葬儀費用を確認できるもの)	福祉保健課 福祉係 (志布志庁舎 2階) ☎ 099-472-1111
<input type="checkbox"/> 保護申請書	総務市民課 福祉係 (松山庁舎 1階) ☎ 099-487-2111

MEMO

10. 上下水道に関する手続

上水道を使用していた

手続 名義変更または中止手続

手続詳細		期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更又は中止手続が必要となります。		死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
		手続可能な人
		親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先	
新名義人の印鑑	志布志市水道事業 水道課 (志布志庁舎 2階) ☎ 099-472-1111	

下水道（農業集落排水）を使用していた

手続 使用者がいなくなった場合または使用者が変更となる場合の手続き

手続詳細		期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更又は休止手続が必要となります。		出来るだけ速やかに
		手続可能な人
		親族など
必要なもの	問い合わせ先	
なし	市民環境課 環境整備係 (有明庁舎 1階) ☎ 099-474-1111 市民税務課 環境衛生係 (志布志庁舎 2階) ☎ 099-472-1111 総務市民課 市民年金係 (松山庁舎 1階) ☎ 099-487-2111	

MEMO

11. その他の手続

家財整理をしたい

手続き 清掃センターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
<p>清掃センターへのごみの搬入は、一般ごみ及び粗大ごみになります。(資源ごみは搬入できません。)</p> <p>受付にて亡くなられた方が住んでいた町名をお伝えください。</p> <p>※ 粗大ごみは自宅に回収に伺う戸別回収を月に1回まで無料で利用できます。(地区によって回収業者が異なります。問合せ先を確認ください。)</p> <p>※ 市内の許可業者に有料で依頼できます。</p> <p>【一般廃棄物収集・運搬許可業者】</p> <p>大隅衛生企業(株) ☎ 099-474-1338</p> <p>(有) 志布志塵芥サービス ☎ 099-472-0430</p> <p>(有) ミヤウチ ☎ 099-471-1166</p> <p>※ ごみ出しにお困りの際は、市ホームページ(トップの「ごみ分別サイト」)をご確認ください。</p>	<p>なし</p> <p>(搬入日当日にお持ちください)</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族など</p>
必要なもの	問い合わせ先
なし	<p>市民環境課 環境政策係(有明庁舎 1階)</p> <p>☎ 099-474-1111</p> <p>市民税務課 環境衛生係(志布志庁舎 2階)</p> <p>☎ 099-472-1111</p> <p>総務市民課 市民年金係(松山庁舎 1階)</p> <p>☎ 099-487-2111</p> <p>※ 一般ごみ・粗大ごみ直接搬入 清掃センター ☎ 099-475-2328</p> <p>※ 粗大ごみ戸別収集(有明・松山地区) 大隅衛生企業 ☎ 099-471-6070</p> <p>※ 粗大ごみ戸別収集(志布志地区) (有) ミヤウチ ☎ 099-473-1199</p>

MEMO

道路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または占有権の承継手続

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は、道路占有廃止届を提出してください。 占有権を承継した場合は、道路占有承継届を提出してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	【道路占有廃止届】 遺族 【道路占有権承継届】 承継者
必要なもの	問い合わせ先
【道路占有の廃止】 <input type="checkbox"/> 道路占有廃止届 【占有権の承継】 <input type="checkbox"/> 道路占有承継届及び承継原因を証するもの	建設課 建築住宅グループ（有明庁舎別館 2階） ☎ 099-474-1111 産業建設課 管理係（志布志庁舎 4階） ☎ 099-472-1111 産業建設課 管理係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

農地を所有していた

手続き 農地の名義変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地を所有していた場合、新たに農地に係る権利を相続した方は、農地の権利取得の届出が必要です。 ※ 農地に係る権利とは所有権、耕作収益権ほか	農地の権利の取得を知った日から10ヶ月以内
	手続き可能な人
	新たに農地の権利を取得した方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3の規定による届出	農業委員会事務局（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111 志布志分室（志布志庁舎 4階） ☎ 099-472-1111 有明分室（有明庁舎別館 1階） ☎ 099-474-1111

11. その他の手続

山林を所有していた

手続 森林の土地の所有者届出手続き

手続詳細	期 限
亡くなられた方が山林を所有していた場合、森林の所有者届出書の提出が必要です。	新たに山林の所有者となった日から90日以内
	手続可能な人
	新たに所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 森林法第10条の7の2の規定による届出	耕地林務水産課 林務水産係（有明庁舎別館 1階） ☎ 099-474-1111
<input type="checkbox"/> 当該土地の位置を示す地図	産業建設課 土木耕地係（志布志庁舎 4階） ☎ 099-472-1111
<input type="checkbox"/> 当該土地の登記事項証明書その他の登記事項証明書などの権利を取得したことが分かる書類	産業建設課 土木耕地係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111

MEMO

市営住宅等に入居していた

手続き 入居承継・世帯員異動・住宅明渡し・敷金返金の手続きなど

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 入居名義人が亡くなった場合で、同居人が引き続き居住を希望する場合は、承継手続きが必要です。 同居人が亡くなった場合は、世帯員異動届の提出が必要です。 入居名義人が亡くなった場合で、同居人が居ない場合は、住宅の明渡しの手続きが必要です。 住宅明渡し後、敷金が返金される場合があります。敷金が返金される場合は、敷金請求書及び還付金受領に関する申立書を提出してください。 	<p>【入居承継承認申請】 30日以内</p> <p>【世帯員異動届】 速やかに</p> <p>【住宅明渡し届】 明渡しの7日前まで</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>【入居承継承認申請】 承継される同居人</p> <p>【住宅明渡し届】 遺族</p> <p>【敷金請求書】 相続人（代表者）</p> <p>【還付金受領に関する申立書】 相続人（代表者）</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【入居の承継】</p> <p><input type="checkbox"/> 入居承継承認申請書</p> <p>【世帯員の異動】</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯員異動届</p> <p>【住宅の明渡し】</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅明渡し届</p> <p>【敷金の返金】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人（代表者）の印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> 敷金請求書</p> <p><input type="checkbox"/> 還付金受領に関する申立書</p>	<p>建設課 建築住宅グループ（有明庁舎別館 2階） ☎ 099-474-1111</p> <p>産業建設課 管理係（志布志庁舎 4階） ☎ 099-472-1111</p> <p>産業建設課 管理係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111</p>

11. その他の手続

法定外公共物を占有していた

手続 占有許可の廃止または地位の承継手続

手続詳細	期 限
<p>占有許可を廃止する場合は、法定外公共物行為廃止の手続をしてください。</p> <p>相続人が引き続き占有許可の地位を承継する場合は、法定外公共物使用者地位承継の手続をしてください。</p>	<p>できるだけ速やかに</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>【法定外公共物行為廃止届】 遺族</p> <p>【法定外公共物使用者地位承継届】 承継者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定外公共物占有許可の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定外公共物行為廃止届</p> <p>【法定外公共物占有許可の承継】</p> <p><input type="checkbox"/> 法定外公共物使用者地位継承届</p>	<p>建設課 建築住宅グループ（有明庁舎別館 2階） ☎ 099-474-1111</p> <p>産業建設課 管理係（志布志庁舎 4階） ☎ 099-472-1111</p> <p>産業建設課 管理係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111</p>

行政告知端末を設置していた

手続 行政告知端末を設置している家屋の世帯主が死亡した場合の手続

手続詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 告知端末使用者が死亡して機器を使用しなくなった場合、端末撤去確認書を提出してください。また、施行会社※と機器を撤去する日程を調整してください。 死亡した使用者の同居人が引き続き使用する場合、変更後の使用者について窓口で聞き取りします。（書類の提出不要） <p>※ 施工会社：BTV(株) 0120-933-966</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>親族など</p>
必要なもの	問い合わせ先
なし	<p>情報管理課 地域情報係（有明庁舎 3階） ☎ 099-474-1111</p> <p>※ B T V （株） ☎ 0120-933-966</p>

市営墓地を使用していた

手続き 市営墓地の承継手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営墓地の利用者として登録していた場合、ご家族の方等に利用者を変更する手続き又は返納手続等（改葬手続きを含む）が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	喪主・相続代表者など
必要なもの	問い合わせ先
【継続して使用する場合】 <input type="checkbox"/> 市営墓地継続使用許可申請書 <input type="checkbox"/> 死亡した使用者と新たな使用者の関係が分かるもの（戸籍謄本等） 【使用しない（返納）場合】 <input type="checkbox"/> 市営墓地使用廃止届 <input type="checkbox"/> 墓石撤去後の写真を添付	市民税務課 環境衛生係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111

犬の所有者（飼い主）だった

手続き 所有者（飼い主）変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬の所有者として登録されていた場合は、新たな所有者への変更手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 犬の登録事項変更届	市民環境課 環境政策係（有明庁舎 1階） ☎ 099-474-1111 市民税務課 環境衛生係（志布志庁舎 2階） ☎ 099-472-1111 総務市民課 市民年金係（松山庁舎 1階） ☎ 099-487-2111